

#### (14) 教員資格認定試験により普通免許状を取得する方法(免許法第16条の2第1項)

免許法第16条の2第1項の規定に基づき、幼稚園教諭、小学校教諭、高等学校教諭(一部教科・領域に限る。)及び特別支援学校自立活動教諭の免許状について、教員資格認定試験が行われています。

試験は毎年実施されており、試験合格者は、所定の書類を揃え、都道府県教育委員会に申請することにより、当該学校教諭の普通免許状を取得することができます(ただし、高等学校教諭教員資格認定試験は当分の間休止するものとされており、現在実施されているのは、それ以外の3免許種の試験です)。

試験詳細や過去の出題等は文部科学省ホームページ等に掲載されていますので、そちらを御覧ください。